

平成28年6月20日

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項ただし書の規定による託送供給約款の制定不要の承認について

九州経済産業局から、別添の事業者による電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第18条第1項ただし書の規定による託送供給約款の制定不要の承認申請（14件）に関する、改正法附則第36条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項ただし書の承認に係る審査基準」（20160415資第13号。その後の改正を含みます。）における当該承認に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該承認申請について、承認をすべきと考えられるため、別紙の通り九州経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別添)

(電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項ただし書の規定による託送供給約款の制定不要の承認申請を行った事業者及び回答)

西日本ガス株式会社 (法人番号 5290001053105) 別紙
飯塚ガス株式会社 (法人番号 8290001045347) 別紙
直方ガス株式会社 (法人番号 5290801014264) 別紙
唐津瓦斯株式会社 (法人番号 2300001007111) 別紙
伊万里ガス株式会社 (法人番号 7300001005498) 別紙
小浜ガス株式会社 (法人番号 9310001008498) 別紙
第一ガス株式会社 (法人番号 7310001000977) 別紙
天草ガス株式会社 (法人番号 5330001015059) 別紙
山鹿都市ガス株式会社 (法人番号 2330001010335) 別紙
株式会社エコア (法人番号 8290001014649) 別紙
南日本ガス株式会社 (法人番号 5340001008697) 別紙
阿久根ガス株式会社 (法人番号 7340001011682) 別紙
南海ガス株式会社 (法人番号 4340001010679) 別紙
出水ガス株式会社 (法人番号 5340001011692) 別紙

(別紙)

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20160609九州第12号
平成28年6月20日

九州経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項ただし書の規定による託送供給約款の制定不要の承認について（回答）

平成28年6月7日付け20160602九州第13号により貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項ただし書の規定による託送供給約款の制定不要の承認の申請については、承認することに異存はありません。